



中津市監査委員告示第 26 号

地方自治法第 199 条第 9 項の規定により、令和 3 年度定期監査の結果を別紙のとおり公表する。

令和 3 年 12 月 24 日

中津市監査委員 岡 雅 一

中津市監査委員 恒 賀 慎太郎

定期監査報告書

1. 監査の対象部署 消防本部 総務課
福祉政策課・監査指導室
福祉支援課
2. 監査の対象期間 令和2年度分
3. 監査の実施期間 令和3年10月29日 ～ 令和3年12月24日
4. 監査を実施した監査委員 岡 雅一 ・ 恒 賀 慎太郎

5. 監査の方法

財務に関する事務が、法令・諸規則等に準拠し、適正かつ効率的に執行されているか否かを主眼におき、収入支出事務等の関係書類について調査するとともに、必要に応じ担当課員からの説明を聴取し、監査を行った。

6. 監査の結果

財務事務は、法令・諸規則等に準拠し、概ね適正かつ効率的に事務処理が行われていた。

しかしながら、一部の事務に改善を要する事項が見受けられたので、該当の所管課においては、以下の指摘事項について十分に検討し、措置状況の具体的結果を令和4年1月7日(金)までに文書にて報告されたい。

また、その他口頭で指導した事項について十分に検討し改善に努められたい。
なお、財務事務上の軽微な指摘事項については、記述を省略した。

【消防本部 総務課】

(指摘事項)

(1) 収入事務について

退職報奨金過払金について、詳しい資料等の提出が無かったため、現在の過払返還金の返還状況、返還残額についての説明を求める。
また、債権回収に向けてどのような対策を行っているのかについても示されたい。

(2) 支出事務について

消耗品について、令和3年4月以降の納品分を令和2年度予算で購入しているものが見受けられた。また、修繕料についても4月以降に見積書を取得し修理したものを2年度予算で支出していた。
予算の執行には十分注意し、適切な事務処理を求める。

(3) 契約事務について

単価契約、随意契約を行う際、業務仕様書への記載漏れや随契理由書等の添付漏れ、関係課への合議漏れ等が散見された。
中津市契約事務マニュアルや随契ガイドラインに沿った適正な契約事務に努めるよう求める。

(4) 財産管理事務について

- ① 市有財産台帳（中津市有財産規則第4号様式）に必要な書類の添付漏れ等の整備漏れが散見された。市有財産の適正な管理のため速やかな台帳整備を求める。

- ② 備品台帳の整備が不十分なものが見受けられた。備品の適正な管理のため、備品台帳（庁舎外施設にあつては写真添付）の整備を求める。

【福祉政策課】

(指摘事項)

(1) 支出事務について

- ① 補助金の交付事務において、補助金の交付決定前に事業着手しているものが見受けられた。また、年度末の3月に交付申請、事業実施が行われているものが散見された。運営費補助金は年間を通じた運営費に係る補助金であるので年度当初から計画的に事業実施するよう交付団体に指導するとともに補助金の会計年度に留意して事務を実施されたい。
- ② 給付金の支給事務における改善事項として、交付申請書に記入された振込先口座情報の確認のために既に市が保有する税・料金等の口座情報等を利用できるようにし事務処理の円滑化を図るとともに個人情報等の目的外利用を制限した中津市個人情報保護条例第10条の規定との抵触を避けるため、申請書記載内容の見直しなど一層の事務改善の検討を望みます。

(2) その他（文書管理について）

委託事業の業務完了通知書等の文書收受について、文書收受印の押印漏れや文書システムへの收受登録漏れなどが散見された。

文書收受日は、相手方の意思表示の効力発生の起点になるとともに、その後の事務処理の根拠となるものであるので、中津市文書取扱規程を順守し、適正な文書管理に努められたい。

【監査指導室】

(指摘事項)

特に指摘すべき事項はなかった。

【福祉支援課】

(指摘事項)

支出事務について

- ① 介護給付費支給審査会委員等の会議時の費用弁償において、本人申告距離と実際の距離に差異が生じているもの、また、往復距離ではなく片道距離により支給しているものが見受けられた。
過払い分返還及び不足分支給を早急に行うとともに、適正な事務処理を行うよう求める。

- ② 委託業務において、実施要綱に定められた登録者台帳を作成していないものが見受けられた。また、業務を委託するにあたり、具体的な業務内容が示されていないものや、受託者からの実績報告時の提出書類が不十分で、事業費適正の判断ができないものが多数見受けられた。
実施要綱に沿った適正な事務処理を行うとともに、詳細な業務内容や実績報告時の具体的な提出書類を仕様書等に明確化し、適正な履行確認を行うよう求める。

- ③ 扶助費において、各事業所より提出された実績報告書の記載内容が不十分で、実施要綱に沿った事業適合の判断ができないもの、また、業者決定日以前に課税事業者届及び請求・受領に関する委任状を受領しているものが見受けられた。
実績報告書に、実施要綱に沿った具体的な内容の記載を求め、確実な事業適合の確認を行うとともに、適正な契約事務を行うよう求める。